

Title	教育と御伽の参考古書目録(青木平七編, 百足屋文庫發行)
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.1 (1926. 3) ,p.147- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260300-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

將門の性格を間違つた觀察に導くものではなく、従つて決して本文を傷めるものではない。博士は自ら「其材料を考覈するに於て嚴密足らざる有る也。是れ自ら目して閑人放談の書と爲す所以」であると言明されてゐるが、材料選擇の嚴密なること、史實の正確を得てゐることは言ふまでもない。

「歴史家は歴史家だ、歴史家くさい顔つきはしたくない。傳記家と囚はれて終ふのもうさ。考證家、穿鑿家、古文書いぢり、紙魚の化物と續西遊記に罵られてゐるやうな然様いふ者の眞似もしたくない。さればとて古い人を新らしく捏直して、何の據り處もなく自分勝手な糸を筋氣筋に引張りまはして、變な牽絲傀儡を働かせ、藝術家らしく乙に澄ますのなどは、地下の枯骨に氣の毒で出来ない。おほよそは何かしらに據つて、手製の萬入を無遠慮に加へず、斯様も有つたらうと言ふだけを評釋的に述べて、夜涼の縁側に團扇を揮つて放談するといふ格で語らう」

と博士も言はれてゐる如く、本書は肩の凝る様なものではなく、文章は非常に流麗典雅であつて、一度之を緋げば、興味津々として盡くるところなく、氏郷、將門の面目躍如として眼前に顯はる敢て無二の良書として江湖の一讀を薦むる次第である。(今宮新)

教育と御伽の参考古書目録(青木平七編)

近日大阪の百足屋文庫主青木平七氏より前記の書目を惠送せられたが、本書は同氏の長女の高等女學校入學記念として催せられ

た、同氏の多年蒐集にかゝる教育並に御伽に關係する書籍の展覽會目録である。主要なる書籍に就いては簡明な説明を附し、又初に多數の寫眞版を掲げ後學の參考となる有益な書目である。同氏は本書の「はしがき」に於て、我國の女教育に關する書籍に就いて略述せられ居るから參考の爲左に載せて置く。

古へより我國にて子女を教へ導く爲に種々なる書物の梓行あれど、多くは儒書、佛典、歌書の如く、主に身高閣に近き又は一部有學の人達が用書なれば茲に之等を除けば一般童蒙用通俗教科書としては、恐らく室町時代になりし庭訓往來にあらざるか作者は玄慧法師なりと云ひ或は賢慧法師なりと稱へ詳かならざれど、數百年以前よりわが國に消息文體として教科讀本なりしため後、天正八年に至り習字手本帳に大字に刻しあるなど、續いて徳川時代になりて遂に兒童に解し易く畫入りにて刊行し汎く一般寺子屋の教科書となり、又異式類似の百姓往來、番匠往來、商賣往來、西洋往來等を見るに至る、と同時に一方支那文學の影響を受け童子教、實語教、女童子教或は鸞引單語編の如きがありし事も見逃し出來ぬなり、また庭訓に因みて教訓の儀禮書盛んに世に出てたり即ち諸禮集、小笠原大禮其他女重寶記、男重寶記、嫁娶調法記などとす、之等の躰方は上は堂上大名小名より次第に富有の町家に移り、中流家庭の儀禮の範となり終に普通家庭の身分に應じ幼童よりの起居動作を教ゆる習慣性を作りぬ、亦徳川末期に至り西洋諸國と通商條約ありしより世は一轉して泰西に關する研究となり、翻譯書となり語學書となり遂に王政復古明治二年茲に小學校令が發布されて愈々文部省編

纂の教科書を見るに至れり。
最後にかく書用の書目を上拜として萬人に頒布せられた小林氏に敬意を表する。六月廿日武田勝藏

石川縣天然紀念物調査報告第一輯

(石川縣編)

本書は石川縣内の天然紀念物保存の目的を以て大正十三年度中に行はれた實地調査の報告である。收めらるゝ處のものは

持明院の妙蓮——兼六園の菊櫻——同旭櫻——同鹽竈櫻——
松明寺の大櫻——兼六園のかはもづく——からたちげなの自生地——寺家の枇杷——遅川堤防の黃蘗並木——上林の椎——酒井の馬場椎——明星館の松——樅見の櫛——鎌の宮の大たぶ——鹿島路村のたぶ——寺社の遊さ杉——赤崎の躑躅——篠原の金明竹——氣多神社社叢——須々神社社叢

古の天然紀念物は各々所在地、生育地、現狀、保存の價値、保護上の注意、由來、傳説等に就て簡明に記述せられ、且つ鮮明な着色版三並に圖版五十三圖が併載せられて參考となる處が多い。次に筆者が一讀の節に興味を引いた數種の紀念物を紹介しよう。

持明院の妙蓮(金澤市持明院境内)——大正十二年三月五日内務省より天然紀念物として指定せられたもので、蓮花は淡紅色、一莖に二三輪より多きは十數輪に及び、半開の花は普通の蓮蕾と毫も異なる所なく、漸次開花して外部の共同の花瓣開くに及んで、始めて數頭花を現はすに至る。葉及び花梗等は他の蓮と異なる所なきも花梗は稍細く、花瓣は小にして其の數は一定せざるも數千

に達するものがあると。この種のものにて現存するはこの持明院のもののみであると云ふ。猶編者は和漢の書籍より多頭蓮に關する記事を拔萃して附録せられたのは誠によい思ひ付て參考となる處が甚多である。

松月寺の大櫻(金澤市松月寺境内)——一名御殿の櫻とも稱し、地上五尺の周圍二丈一尺、樹高七間餘にして、元加賀國小松域に在りしものを藩主前田利常が同寺の住職至岸に賜ひしもので、其の樹枝は横斜して御路を蔽ふが故に、舊藩時代にあつては藩主と雖も此の樹下を過ぐる節は特に從士をして鎗を伏せて枝に觸れしめざる様注意したと云ひ、由緒ある名木に對する尊重保存の思想を語る好例の一である。猶同縣には櫻樹の古木多く、本邦に於ける周圍二丈以上に達す櫻樹二十二の中四樹を有して居る。即ち旭の櫻、鹽竈櫻、松月寺の大櫻、見妙の櫻である。

遅川堤防の黃蘗並木(遅川下流の北陸本線鐵橋より兩岸の堤防約二十町)——この並木植樹の由來を訪れるに、前田利常の時世に植ゑられたもので遅川洪水の節に之を伐つて堤防の急所へ粗朶として投げ込むの用に於て、數度洪水の節これを利用したるも、後植樹する事なき爲めに漸次減少して今其の一部を残存するのみであるが、舊藩時代に於ける殖産獎勵と治水用意とを紀念す可きものの一である。

明星館の松(鹿島郡矢田郷村)——地上五尺の周圍二丈、樹高二七間にして、往時七尾灣航海船の唯一の目標となり、俗に明星館又は明星様と崇敬せられたもので、又丑の時詣り人の祈願には靈驗殊に灼かなりしものにて、五寸釘を毎夜樹幹に打ち込まれた